

第14回石川県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時及び場所

令和4年11月29日(火) 13時30分～14時20分
石川県庁11階 1101会議室

2 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 八田 伸一

(2) 議事内容

- ① 第15次漁業権切替えに伴う漁業権の免許について(諮問)
- ② 全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和5年度提案項目(素案)に係るアンケート結果について
- ③ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年11月22日

3 出席委員(10名)

| | | | |
|----|-------|------|-------|
| 会長 | 八田 伸一 | 会長代理 | 河本 幸治 |
| 委員 | 林 紀代美 | 委員 | 國盛 孝昭 |
| 〃 | 森 信子 | 〃 | 河西 秀晃 |
| 〃 | 島田 明子 | 〃 | 加藤 唯央 |
| 〃 | 柳井 清治 | | |

4 欠席委員

委員 金田 一義

5 説明員等

水産課 事務局 武田次長兼水産課長、田中課参事、島田主任技師
辻局長

6 議事の顛末 別紙のとおり

7 結果概要

(1) 第15次漁業権切替えに伴う漁場計画について(答申)

水産課より免許申請者の適格性について報告を受け、審議した結果、いずれの申

請者に対しても免許することが妥当であると答申することとした。

(資料- 1)

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和5年度提案項目(素案)に係るアンケート結果について

事務局より報告を受けた。

(資料- 2)

(3) その他

河西委員より、ダムの放水に関する問題について、加藤委員より、イワナ養殖施設の復旧状況について、それぞれ報告があった。

8 閉会の日時

令和4年11月29日 14時20分

第 1 4 回石川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末

辻 局 長 ただ今から第 1 4 回内水面漁場管理委員会を開催いたします。それでは、開会にあたり、八田会長からご挨拶をお願いします。

八 田 会 長 皆さん、こんにちは。11月も終わりとなり、内水面の川の事業はほとんど終わっております。ただ、昨日、北國新聞か中日新聞に、邑智潟でのゲンゴロウブナの放流が載っておりました。これは寒の時に投網で獲って、それを刺身とかにして食べるそうなので、私も食べに行ったことがあります。フナの刺身は、なかなか珍しいもので、皆さんもそういう経験があるかと思えますけれど。それと、私の金沢漁協では、10月にアユの孵化事業を行いまして、孵化した受精卵を川にずっと入れたあったものを11月の初めに上げました。シュロの木に孵化させているのですが、受精した卵というのは、それにびったり付くのです。それをずっと水に入れておくと、約3週間で孵化するのですが、今年は非常にうまくいって、全部孵化しておりました。孵化が少なかったらやっぱり卵が残っています。今、金沢では犀川の下流の金石あるいは金石の海あたりのところでウロウロ小さいのが生きとるだろうと思えます。それが来年の4月ぐらいから遡上すると。その事業も終わりました、今度は山中の内水面水産センターでつくるヤマメ、サクラマスの子魚を、親が8月4日の大水で全滅したため、他県から卵を集めて作ったということですが、12月7日に、犀川で放流することになっています。あと1月にはカジカの産卵礁を30～50個産卵場に置こうと思っています。以上、本日の委員会よろしくをお願いします。

辻 局 長 ありがとうございます。議事に入る前に、資料の確認をしたいと思えます。最初に、次第、次に資料-1として、「第15次漁業権切替えに伴う漁業権の免許について」、資料-2として、「全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和5年度提案について」と書かれたものが先頭にある資料となります。以上ですが、お手元にそろってますでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認]

辻 局 長

それでは八田会長、議事の進行を願います。

八 田 会 長

本日の議事録署名人を島田委員と河西委員に願います。

[両委員承諾]

八 田 会 長

最初に、議題1の第15次漁業権切替えに伴う漁業権の免許について、県知事より諮問が来ております。事務局より願います。

辻 局 長

事務局より諮問文を朗読いたします。お手持ちの資料1をご覧ください。

[諮問文朗読]

それでは、内容について水産課よりご説明願います。

島田主任技師

水産課の島田です。資料1の3ページ以降をご覧ください。現行の内水面漁業権の免許が、本年12月末日で10年間の存続期間を終えるのに伴いまして、令和5年1月1日付けの免許更新に向け昨年来作業を続けているところですが、当委員会委員の皆様のご協力もあり、時間がない中でしたが、免許交付まで残すところ1ヶ月と少し、改めてここまでお礼申し上げます。遊漁規則については、70年ぶりの漁業法改正に伴う処々の変更があることから、現在各漁協との確認に時間を要しておりまして、来月になりますが、本委員会でご審議させていただければと思います。

資料3ページの概要で主に説明させていただきます。適宜5ページの参考条文、7ページの総括表をご覧ください。今回審議する内容は、内水面漁業権免許に係る適格性を有するかどうかであり、これは、漁業法第70条にて規定されておりますが、免許申請があった者に対して内水面漁業管理委員会において適格性を有するか意見を聞くこととなっております。

令和4年9月30日に公示しました、漁場計画に基づき免許申請がありました。いずれも申請者は、現行の免許者と同一であり、漁業法72条の規定に基づき、次のとおり確認し適格性を有すると判断しています。具体的に適格性を有する判断基準になりますが、共同漁業権については、すべて団体漁業権であり、合計23件の申請があり

ましたが、次のいずれも、該当することが条件となっています。一つ目が、当該漁業権の関係地区の全部または一部を、その地区内に含む漁業協同組合であること、二つ目が関係地区内に住所を有し、当該河川において1年に30日以上水産動植物を採捕する者の3分の2以上が組合員であることとなっています。詳細については5ページの漁業法抜粋をご参照ください。次に区画漁業権については、個別漁業権で1件の申請があり、次のいずれも該当しないことが条件となっています。一つ目が、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者、二つ目に暴力団関係者が審査の内容となっています。申請時に誓約書をいただいております。水産課で確認をとっております。

引き続き4ページをご覧ください。こちらは共同漁業権の23件の申請者の一覧と漁業法第72条第2項の要件をまとめたものになります。内水面の漁業権第1号の大聖寺川から第23号の町野川、柳田河川共同のまでの免許に申請があがってきているものに対し、関係地区に住所を有し当該河川において1年に30日以上水産動物の採捕をする者の属する世帯数をAとし、それぞれの人数が書いております。組合員で関係地区に住所を有し当該河川において1年に30日以上水産動物の採捕をする者の属する世帯数をBとして列記しております。これらが3分の2以上であることが要件となってきますが、こちらのとおりいずれも要件を満たしております。

今後ですが、答申をいただければ、来月遊漁規則についてもお諮りし、今後1月1日付けの免許状の交付と漁業権行使規則、遊漁規則の認可を行い、当面の作業を完了させる予定にしております。以上簡単ではありますが漁業権の免許にあたっての適格性を有するかどうかの諮問についての説明を終わります。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

八 田 会 長

それでは、県知事より諮問のありました漁業権の免許についてについて審議したいと思います。ご質問、ご意見等ございませんか。

柳 井 委 員

適格性については、異論はないのですが、4ページの表をみますと、AとBの数字が、ほとんどの漁協で同じなのですが、大聖寺川漁協だけBが少なくなっています。これはどうゆうことなのでしょう。

島田主任技師

柳井委員がお話しされた通り、大聖寺川漁協以外については、関

係地区で30日以上採捕されている方が、すべて組合員になっていることになっています。一方、大聖寺川漁協にあっては、こまかく一人、一人を確認したわけではないのですが、実態として、組合員でない方で30日以上採捕されている方が、相当数いるのだということになります。

柳井委員 組合員でなくても、やっている人がいるということなのですね。

島田主任技師 そうです。

八田会長 他にございませんでしょうか。

[質疑等なし]

八田会長 ないようであれば、第15次漁業権切替えに伴う漁業権について、申請のあった者が免許人として妥当であると判断しまして、その旨委員会として答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

[全員異議なし]

八田会長 ありがとうございます。次に議題2、全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁に対する令和5年度提案項目に係るアンケート結果について、事務局より報告をお願いします。

辻局長 事務局より報告いたします。まず、全国内水面漁場管理委員会連合会では、毎年、各都道府県の内水面漁場管理委員会からの要望を取りまとめて、中央省庁に要望書を提出しており、令和4年度の提案結果については、前回の委員会でご報告させていただきました。ここに示したのは、令和5年度のスケジュールになります。9月9日に第1回の漁場管理対策検討会が全国連合会で行われ、提案項目素案と、それにかかる各都道府県の実態把握のアンケート調査の内容が決定され、調査依頼が当委員会事務局に送付されました。それを受けて事務局より、県内の各漁協にアンケート調査を実施し、とりまとめたものを各ブロック、本県の場合は中日本ブロック協議会の開催県である愛知県に提出させていただきました。本日は、その石川県のアンケート調査結果についてご報告させていただきます。

1枚めくっていただいて、10ページ以降をご覧ください。まずは外来生物の確認状況です。①の先頭に、外来生物ごとの報告件数が記載されており、続いて河川ごとの内訳がページを渡って記載されています。オオクチバス、コクチバス、ブルーギルが前年度調査に対して増えました。また、本県からの要望にあげておりました、ミズワタクチビルケイソウについては、今年本格的に調査に入りましたが、5河川で確認されております。次に11ページの②の外来生物対策については、これまでと同様であります。釣りや網などでの駆除を行っておりますが、なかなか効果は上がっていない状況にあります。12ページの④では、新たな取り組みとして、大聖寺川漁協から「ホームページにて再放流しないようお願いしている。」という報告がありました。

次に魚病についてですが、冷水病は1件の報告で、近年減少傾向であることが示されました。魚病は以上です。次に13ページ鳥類、特にカワウに関してですが、生息数は前年度の334から286とやや減少したものの、被害額も含め全般的には増加傾向にあるとの認識でありました。対策については、追い払いが中心で駆除は実施しておらず、全般的には、なかなか効果がみられないとの認識で、広範囲な単位での駆除の必要性が訴えられています。

次に15ページの漁場環境の保全等についてとなります。①に問題の事例についてまとめた結果が示されており、Aの土砂の流入及び堆積がもっとも多く漁協から回答を得ております。また、③では、ダムからのヘドロや低温水の放出の問題などが具体的に提示されました。16ページにウナギの資源回復についての結果が示されています。本県では3漁業権が対象となっておりますが、シラスウナギの価格高騰等により、増殖目標の達成が困難となっていることが示されました。以上、アンケート調査の結果について報告となります。

9ページに戻っていただきたいと思っております。今後、この結果を受け、3の各ブロック協議会が開催されブロックの意見を集約したのち、4の第2回漁場管理対策検討会、5の第2回役員会、6の令和5年度通常総会を経て、来年6、7月の提案行動と進んでいく予定となっております。以上、簡単ですが報告を終わります。

八 田 会 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

[質問等なし]

八 田 会 長 ないようですので、次に議題3のその他になります。皆様から何かありますでしょうか。

河 西 委 員 大杉谷川ですが、毎年10月1日には、ダムに聞きますとダムを空っぽにするという県からの通達が出ているのだそうです。必ず9月末になると水を落とすとのこと。ところが、今年は8月の大雨の関係で、ダムにすごい量のヘドロが溜まったということなのですが、天気がずっとよかったもので、ヘドロが流れても流れる先がないということ。どんどんどんどん溜まっていくばかりで、下流の魚が、ほとんどだめになってしまった。特にカジカです。その時期には、鮎もほとんど落ちていますので、鮎はさほど感じなかったのですが、放水をやめさせることができるのかどうなのかと思うのです。雨が降って、水がよく流れるときに一緒に出ていくのであれば、まだヘドロが流れると思うのです。だけど、流れる水は少ない、ヘドロがどんどん出ていく。これでは大変なのです。これを何とかできないものかなということをお場を介して相談したいのです。

八 田 会 長 どういうことなのですかね。例えば10月1日に水を出さんといかんというそんな決まりがあるのですか。

辻 局 長 正確には確認していませんけれども、ダムの目的によって、一旦水を出さないといけないようなルールになっているのだらうと思います。

柳 井 委 員 それは要するに管理者によって違うのではないですか。農業用ダムだったら多分そうだと思うのですが、例えば河川の治水とかです、そっちだったら別に出さなくていいと思うのです。管理者はどこなのでしょう。

河 西 委 員 県の河川課になります。

辻 局 長 確かあそこは多目的ダムであったと記憶しています。

柳井委員 管理者によって、それを何とか廃止させるようにすることはできないのでしょうか。管理者によって、うまくヘドロを取ることはできないのでしょうか。

河西委員 それをお願いしているのですが、なかなか予算がつかないとか言われて。

八田会長 ダムからヘドロを取るように言っているのですか。

河西委員 そうです。何年も前から、ヘドロがだんだん堆積してくるダムなので、ヘドロがあと1mぐらいのときから取ってもらわないと、出てきますよということで、随分お願いはしているのです。県庁で関係者との意見交換のときでもお願いしてあるのですが、予算がつかないということで、予算さえつけば、いいことなのです。そういうことを委員会から申し出て、魚のために何かできないかと、ということなのです。川のためでもあります、石にもヘドロがこびり付いてね、取れなくなって、鮎が育たないのですよ、鮎を放流しても、苔が付かないものですから。そういう状態がずっと続いているので、何か改善できる方法がないだろうか。

辻局長 ヘドロを取るというのは、ある程度水を出して、最後、溜まったところで取るというような行為がよいのですか。ヘドロを取るというのは、どのタイミングでやるのが一番よいのでしょうか。

河西委員 水を落としてあるときに取ってしまえば、よいと思います。

辻局長 それは、じわじわ少しずつ雨が降って、いつまでもいつまでも泥が出てくる状態というのが、一番よくない状態ということですか。

河西委員 ダムの方法としては、堆積ダムだったら、ヘドロが溜まるのが当然だ、そういうダムなのだ。という言い方になっている。だけど、それが多く出てくるようでは困るので、取ってくださいよというふうをお願いしとるのです。

辻局長 取ることは、できればやりたいけれども、予算上どうしても足りないからできないということですか。

- 河 西 委 員 今年は少しやりますよということで、重機で取るだけなのです。これでは少ししか取れません。もっと本格的に掃いたりして、がばっと取る、そのようなことができないかなと思って。予算さえつければという話なのですが、この予算をどうしてつけるのかわからないものですからお聞きしています。
- 八 田 会 長 委員会からこういう要望というのは可能なのでしょうか。
- 武 田 次 長 漁場管理委員会も行政委員会、県庁の中の組織なので、つまり農林水産部が土木部に要望を出すような感じにはなるかと思えます。話はできると思うのですが、要望書というかたちではなく、こういう事情があって、これで川の水が汚れていますよという実態を知らせたうえ、何とかしてくださいという言い方はできると思えます。問題は誰に言うのか何ですよね。河川課長に言うのか、土木部長に言うのか、あるいは土木部の次長クラスに言うのかということ。ただ、内水面漁場管理委員会という立場は、確認はいるのですが、部と確か同格だったと思えますので、そうなると八田会長のカウンターパートは土木部長になるのかなという気はします。逆に漁協さんの組合長という立場であれば、誰にでも言える。民間組織なので、部長にも言ってもいいですし、課長にも言ってもいいし、ダムの所長にも言えるし。逆に融通は利いてくるのかなというところがあります。ただ問題は結局お金がないからというのがダムの所長の言い方なので。
- 河 西 委 員 県の土木部に行っても、そういうことになるのです。予算がつかないとどうしようもない。その予算つけるためには、どうしたらよいかかわからないものですから、お聞きしたところです。
- 武 田 次 長 現実的かどうかは置いておいて、一番そういう状況で効くのは、お金を使わずにできる方法。ただダムの放流の時期とかを考えると、変えると影響が軽減されるという話であれば、お金を使わない話なので、少しは前に進むのかなと思えます。問題はダムの放流時期を変えるというのが、効果があるのかということになります。
- 河 西 委 員 時期を変えても、今溜まっている分は出てきます。

武田次長 魚に影響のない時期というのが仮にあったとして、その時期にやってくれば影響がなくなりほしくないけれど、軽減はされるということであれば、そういう提案をするというのがたぶん一番早いのですが、それが、もし無いということであれば、いつやられても結局はだめになってしまうことであれば。

河西委員 10月の農業用水がいなくなった時点からです。3月になれば溜め始めるのですから。

武田次長 今年が特にひどかったということもありますよね。例年はやってもそうなでもなかった。

河西委員 雨は降らないし、水量が少ないのに、あるだけ出てくる。それに引っ付いてヘドロが出てくるということで。

武田次長 となると、せめて水量が十分なときにやってほしいと。9月末にこだわって、水が少なくてもとにかく9月末だから流しますではなくて、せめて水が多いときに流すようにしてくれとお願いしてはどうでしょうか。

河西委員 そうお願いしましたが、ダムとしてはできませんと。

武田次長 そこは責めどころというのか、話どころというのか、お金が絡まない分だけ、運用の問題で済む分、話はしやすいのかなと思います。そういうラインで、どういうふうにそれを土木部なのか、ダムの所長なのかということは置いていて、そういう言い方で責められないかと、こちらでも考えてみます。

八田会長 結論は出ませんが、前向きに話ができればと思います。

武田次長 お金は確かにすぐ解決する話ではないので。この場でも解決できない話なので。

八田会長 他に何かありませんか。

8月4日の水害に関して、大変皆様にご迷惑をかけまして、県の水産課の皆さんとか、水産庁の皆さんも来ていただいて、現状を色々査察していただきました。結果的には、非常に早い対応ができて、今日現在、既に18万粒の卵を絞ることができました。ただ絞ったというだけであって、親魚には4、50センチくらいの大きなものを使うのですが、今回、全滅しましたから、非常に小さなイワナから数多く絞って絞りまくって、一応例年どおりの数を確保しました。これが今後どうやって育っていくかというのが一つ問題でして、実は水産課の皆さんとも相談しまして、従来のやり方では稚魚が育つ時間が長く、生産性が悪い。一つは、川の水が、天候不順のせいで、とにかく雨が降れば濁る、ヘドロがどんどん流れてきて、せっかく卵を何十万個と採集しても、それが100%本当に孵化するのかという非常に大きな問題があります。今回水産課の皆さんに協力いただきまして、その稚魚を孵化するのに、やはり地下水が必要ではないかと考えて、養魚場の近くに、直径1mの井戸を掘りました。これ井戸屋さん任せたのではなくて、土建屋さんをお願いして、大型のユンボで10mぐらい手前からずっと掘り進んで、結局6.5m深さを掘りました。この6.5mの中に、こういう樹脂の管を埋めまして、ここで水脈がうまく当たったものですから、水の採取ができたわけです。こういう工事を、非常に短い時間でやっていただきまして、温度差で言いますと地下水ですから、大体秋の11月でも、表面を流れる水の温度と地下水として湧いてくる水の温度が、今日のような暖かい日でも2℃の差があります。2℃の差があるということは、この冬、卵が初産卵となっていくわけですけど、200℃ぐらいの累積温度があれば、卵に目ができるわけです。これが200℃になるまでに、例えば5℃で推移していったとしますと、40日後に目ができます。ところが地下水を使えば、2℃上がりますから、7℃でいけば30日ぐらいで目が出ます。それで、目が出てからこういう稚魚になってですね、メダカになって泳ぐまでがさらに200℃ほど必要です。やはり同じように、40日と30日の差がある。つまり合計でいきますと、イワナが泳ぎ出すまでには20日間の短縮が可能になります。20日短縮できれば、早く義務放流等に応じられ、釣り人に対しても喜んでいただける。そういう結果が、今回の災害があったおかげで、もう一歩進みました。水産課の皆さんの協力の上で、こういう設備ができたということが言えると思います。それで、今回色々被害があったのですが、とにかくすごい水害であったものですから、水を採取するこ

いうストレーナーが、全部流れまして全面的に取り換えをやりました。川の水としては非常に綺麗なものが流れ込んでいます。ですが、今問題にあったように、泥水のヘドロは、ものすごく細かい隙間からでも排出するので、これを防ぐことはまず無理だろうということで、地下水を使つての養殖事業というのが、私は非常に興味がある。あるいは、これから養殖をやられる方が、参考になってくれれば非常にいいなというふうに考えております。その次、我々も1か所の水源から水を取っておれば、何か事故があったときに全滅します。ですから何か所から水源を取って、仮に80%水源がダウンしても20%の水源が残っていれば、小さな稚魚が生き残ることができます。例えば水道の蛇口1本の水があれば、1万匹ぐらいの稚魚が育つことができます。それで、色々な方面から水を取っているのですが、川を渡ったり、色々しなければならぬわけです。8月4日は大きな水害でしたので、長さ12m、幅60cmの、こういう鋼鉄製の橋があったのですが、これが全部流れました。この橋の取り換えも予算もいただきまして、本当に早い時期に橋の架け替えができました。魚に対しても非常に有難いのですが、地域の住民の皆さんも、無くなった橋がこんなに早く復活できたということで、非常に感謝されています。漁業だけでなく、こういうこともあったと皆さんに知っていただきたいというふうに考えております。流れてから3ヵ月目には渡っているわけですから、非常に早いと思います。

八 田 会 長

これは、県の助成なのですか、それとも国ですか。

田 中 課 参 事

漁業協同組合の設備ですと共同利用施設という扱いになりました。一定の補助率で災害復旧支援というメニューがありまして、それを県と水産庁、それから財務局の査定官が10月中旬に来まして現地調査をして、その事業を使えるということになったわけでございます。

加 藤 委 員

そういういろいろな手を打ちまして、災害で我々も心配したのですが、一步前に進んで、とにかく綺麗な水を確保して、環境を良くすれば魚の復活も早いだろうということで、当初3年間はかけて、元の状況に行くだろうと思っていました。1年目は魚がいないわけですから、と思っていたのですが、細かいイワナを使ってでも、卵が採取でき、そして数も確保でき、水が地下水ですから濁りがない

わけですね。だから非常に生存性も上がりますので、おそらく2年後には、今までどおりの復活できると、そういうふうには今は計画しています。それまで皆さんご協力いただきましてね、漁協も廃ることなく、もっと栄えるように我々努力したいと思いますので、よろしくをお願いします。報告までです。

八 田 会 長

ありがとうございます。他にご質問ありませんでしょうか。

[質問なし]

八 田 会 長

なければ事務局からよろしくお願いします。

辻 局 長

次の委員会について案内させていただきます。次回は、12月20日(火)の13時30分から、県庁11階1101会議室で開催したいと思います。なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

八 田 会 長

皆様よろしいでしょうか。

加 藤 委 員

一つだけ説明を忘れていました。この写真が、今年絞ったイワナの卵ですが、下の白く見えるものが11月7日に採卵した、20日間経過したものです。上の水槽は11月18日に採卵し、10日しか経っていないものです。一般の河川の濁りのある水で飼育する卵が茶色に濁って呼吸困難になるくらいになるのです。20日経っても、このように綺麗なものは、ふ化率が良いのではないかと期待は持てるかと思えます。これもこれからのテーマとしてみていけばよいかなと思っています。以上です。

八 田 会 長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
